第四十八条第一項中「原子炉を設置した」を削り、同条を第百三十一条とする。

第四十五条から第四十七条までを削る。

第四十四条中「の各号」を削り、同条を第百三十条とする。

第四十三条の十四中「法第六十二条の三」を「法第六十二条の三第一項」に、「原子炉設置者（」を「発電用原子炉設置者（」に、「第四十八条」を「第百三十一条」に改め、同条第二号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同号イ中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、「又は電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査」を削り、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ロ中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第三号中「原子炉設置者が、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下この項において「安全上重要な機器等」という。）」を「発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は研開炉設置許可基準第二条第十四号に規定する重大事故等対処設備（同条第四十号に規定する常設設備に限る。）」に、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第九条若しくは第九条の二」を「研開炉技術基準第十七条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が研開炉技術基準第十七条第一項若しくは第七十六条において準用する第十七条第一項」に、「又は原子炉施設」を「又は発電用原子炉施設」に改め、同条第四号中「機器等」の下に「又は前号の重大事故対処設備」を加え、同条第五号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条第六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第七号中「第三十四条第四号」を「第八十五条第四号」に改め、同条第八号中「第三十四条第七号」を「第八十五条第七号」に改め、同条第九号中「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）」に改め、同条第十号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第十一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第十二号中「第二十八条第一項第一号」を「第七十四条第一項第一号」に改め、同条第十三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第十四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条を第百二十九条とする。

第四十三条の十三の二を削る。

第四十三条の十三の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に、「の原子力規制委員会規則」を「に規定する原子力規制委員会規則」に改め、「定める場合」の下に「（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）」を加え、「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第二項中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第二十一条とし、同条の次に次の七条を加える。

（指定の申請）

第百二十二条　第六十二条第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

第百二十三条　前条の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一　次の事項を記載した申請書

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　記録保存業務（第六十二条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地

ハ　記録保存業務を開始しようとする年月日

二　定款及び登記事項証明書

三　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

四　申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

五　役員の氏名及び経歴を記載した書類

六　記録保存業務の実施の方法に関する計画

七　次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八　記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（指定の基準）

第百二十四条　原子力規制委員会は、第百二十二条の申請を行った者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一　次に掲げる事由に該当しないこと。

イ　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　第百二十六条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者

二　その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。

三　前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四　記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

（措置の要求）

第百二十五条　原子力規制委員会は、第六十二条第五項の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）が前条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

（指定の取消し）

第百二十六条　原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条第五項の指定を取り消すことができる。

一　第百二十四条各号の規定に適合しなくなったとき。

二　前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

三　不正の手段により第六十二条第五項の指定を受けたとき。

四　記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

（指定等の公示）

第百二十七条　原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

一　第六十二条第五項の指定をしたとき。

二　前条の規定により指定を取り消したとき。

（報告徴求）

第百二十八条　原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に関し、報告を求めることができる。

第四十三条の十二の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第百二十条とする。

第四十三条の十一の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に、「法第四十三条の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の四」を「第百十二条」に改め、同条を第百十九条とする。

第四十三条の十の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、同条を第百十八条とする。